

天理市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

天理市長 並 河 健

#### 天理市規則第4号

天理市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

天理市コミュニティセンター条例施行規則（平成2年12月天理市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（係の設置）

第2条 条例第2条に掲げるコミュニティセンター（以下「センター」という。）にそれぞれ次の係を設置する。

天理市嘉幡コミュニティセンター コミュニティ係 児童館係

天理市御経野コミュニティセンター コミュニティ係

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。